

入札の注意点について

記

- 1 入札金額は消費税抜きの金額で記載してください。
なお、本入札における、申込業社数については、入札後の公表となります。
- 2 入札金額の根拠として、積算内訳書を入札書と一緒に提出していただきます。
したがって、入札金額と積算内訳書の金額(消費税抜き)は、同額となります。この入札金額と積算内訳書の金額が同額でない場合は失格となります。
会社名、工事名を記入し、押印してください。(自社独自様式でも結構です。)
この積算内訳書が無い場合は、入札が無効となります。
- 3 入札書を郵送する際は、所定の事項をすべて記載した上で封かんし、配達日指定郵便により、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付してください。
◆提出先：琴浦町役場本庁舎 総務課 施設管理室(鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591 番地2)
- 4 必要書類の作成、及び提出に要する費用は入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しません。また、情報公開の対象とします。
- 5 到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 6 入札書到達後においても、開札前までは入札参加を辞退することができます。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 参加申込書を提出していない者がした入札
 - (2) 入札書に記名押印がない入札
 - (3) 入札書の入札金額を訂正している入札
 - (4) 入札価格の金額数字の不鮮明な入札
 - (5) 誤字、脱字等により入札の意思表示が不明瞭なとき
 - (6) 同一入札案件について、同一人が複数の入札書を提出した入札
 - (7) 指定した日時までに到達しなかった入札
 - (8) 封筒の記載工事名又は差出人と、同封された入札書の工事名又は入札者が相違する入札
 - (9) 封筒に工事名又は差出人の記載されていない入札
 - (10) その他入札に関する条件に違反した入札
- 8 入札の回数は1回とします。
- 9 琴浦町財務規則第129条で定める最低制限価格は下記のとおり設定しています。

【(1)～(4)の費目の合計額】

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

※合計額の上限及び下限：予定価格の10分の9.2から10分の7.5まで

千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額

※入札質問書の提出は、入札日の3日前(休日を除く)までをお願いします。